

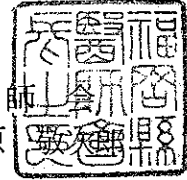


福岡医発第1570号(保)

平成14年11月29日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 関 原



老人保健に係る高額療養費支給の取り扱いについて(お知らせ)

平成14年10月1日からの「老人保健法及び健康保険法等の改正に伴う北九州市福祉医療制度の一部負担金等の取り扱いについて」につきましては、平成14年9月27日付福岡医発第1156号(保)にてご連絡いたしております。

今般、標記の件につきまして、北九州市保健福祉局より下記のとおり取り扱う旨通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、「高齢受給者証」の交付を受けている人及び老人医療(通称:41老人)の対象者については、下記の取り扱いとは異なり、その都度申請(領収書が必要)をしていただくことになります。

記

【高額医療費の支給申請について】

老人保健に係る高額医療費の対象者が高齢者であることから、申請手続きの負担軽減を図るため、次のとおり取り扱うこととします。

- (1) 高額療養費の支給申請は、実質的に初回時のみで足りることとし、高額医療費は初回申請時に指定した振込先(金融機関及び口座番号)に振り込むこととします。
- (2) 高額医療費の支給申請は、老人保健対象者毎に行うこととしますが、同一世帯に複数の対象者がいる場合で、1人に受領委任をし、振込先が同じで、かつ健康保険が同じ場合は、申請書を1枚にまとめることができます。
- (3) 高額医療費の申請時に、受診状況及び領収書の添付を求めないこととします。(ただし、領収書がなければ支払い等が困難な場合は除きます。)
- (4) 高額医療費の対象者本人による申請が困難な場合は、代理人(原則として家族)による申請を認めることとします。

なお、(1)・(2)については、当初提出した申請書の記載内容(振込先、受領委任及び世帯構成等)に変更が生じた場合は、新たに申請が必要です。

<問合せ先>

北九州市保健福祉局保健医療部保険年金課

TEL: 093-582-2415 (担当: 小田、寺西)